

金融審議会「地域金融力の強化に関するワーキング・グループ」(第2回)

ご説明資料

2025年10月2日

一般社団法人全国信用金庫協会

1. 信用金庫業界の概要	2
2. 信用金庫業界における地方創生の取組みについて	4
3. 資本参加制度について	5
4. 資金交付制度について	7
5. 地方創生に取り組んでいくうえでの規制上の課題と要望事項について	8

1. 信用金庫業界の概要①

- 信用金庫は、相互扶助を基本理念とする協同組織の金融機関であり、限られた地域を基盤として、地域の中小企業や居住者に対して必要な金融サービス等を提供（3つの特性 = 協同組織性・地域性・中小企業専門性）。
- 信用金庫のミッション（社会的使命）は、「3つの特性」を活かしながら、地域の発展を実現していくこと。

<協同組織性>

- 相互扶助を基本理念とした会員制度による金融機関であり、融資対象は会員資格を有するお客さまを原則としている。
- 議決権は会員または総代 1 人 1 票制である。

<地域性>

- 法令に基づき定款に記載した事業地区内でのみ事業活動を行っている。
- 地域のお客様とは、Face to Faceの（顔の見える）関係にある。

<中小企業専門性>

- 信用金庫の会員資格は、従業員300人以下または資本金9億円以下の事業者と個人に限られている。
- 中小企業への安定的な資金供給を確保（信用金庫の規模の大小に関わらず、事業性融資先は、従業員10人以下の先が8割、20人以下では9割）

【業界の概況（2025年3月末現在。信金中央金庫を除く）】

信用金庫数 : 254金庫

店舗数 : 7,058店舗

会員数 : 867万人

役職員数 : 9.6万人

預 金 : 161兆円

貸出金 : 81兆円
(中小企業向け : 55兆円)

当期純利益 : 2,901億円

自己資本比率 : 13.23%

（資料）信金中金・地域中小企業研究所「全国信用金庫概況・統計（2024年度）」

1. 信用金庫業界の概要②

<参考> 信用金庫業界の関係機関

会員・お客さま

全国254の信用金庫

信用金庫業界関係機関

【中央団体】

一般社団法人全国信用金庫協会
(全254金庫及び信金中金が会員)

- 全国の信用金庫を会員とする業界の利益代表機関。信用金庫の業務や金融機能等に関する調査・研究、関係官庁等との折衝、PR活動、人材育成活動等を行っている。

【中央金融機関】

信金中央金庫（信金中金）
(全254金庫が会員)

- 信用金庫の中央金融機関として、信用金庫から預け入れられた預金等を国内外の金融商品や事業会社への貸出等により運用し、信用金庫の余資運用を支援している。また、信用金庫の収益力向上や健全性確保に向けた経営支援に加え、業界の信用力維持・向上を目的としたセーフティネットの運営等を行っている。

【システム関連業務】

一般社団法人しんきん共同センター
(235金庫が社員)

- 共同オンラインシステム加盟信用金庫の預金や貸出金等の勘定系システムの運用・管理を行うとともに、システムの企画・開発を行っている。現在、全国の信用金庫の約9割が加盟している。

【システム関連業務】

(株)しんきん情報システムセンター
(全254金庫及び信金中金が株主／信金中金子会社)

- 信用金庫業界のネットワークシステムの開発・運用のほか、他業態・他業界システムと接続した広範囲かつ高度なネットワークシステムの整備や各種の業務処理システムの開発・運用を行っている。

※ 上記のほか、しんきん保証基金（信用保証）やしんきん証券（証券業務）、しんきん地域創生ネットワーク（地域商社）、信金キャピタル（投資・M&A仲介）など、金融関連業務を担う関係機関がある。

2. 信用金庫業界における地方創生の取組みについて

- 信用金庫は、地域の持続的発展に資するため、地域の様々な関係者とともに地方創生に取り組んでいる。
- なお、全信協では、毎年度、地方創生の取組み事例のHPでの公表や、信用金庫社会貢献賞で優れた取組みの表彰を行っている。

事例 1：ICTを活用した地域農業支援(伊達信金)

- ◆ 伊達信用金庫は、地域の主要産業である農業の活性化と農業者の所得向上を目指し、2022年に、ICTを活用した環境制御実証実験を行った。
- 
- ◆ 実証試験では、ビニールハウス内における温度、湿度、光合成に必要な二酸化炭素を、コンピューターで制御するICT農業を、従来までのハウス栽培と比較する形で行い、おおむね1.2倍から1.9倍の収量を生産した。さらに、ベテラン農業者と比較して、就農して間もない農業者が行うICT農業と収量・品質の面で大差ない結果が得られ、これまでの「勘」と「経験」による農業からの脱却への一歩となることも実証された。
 - ◆ 2023年度には4件、2024年度には2件の農業者がICT農業へ参加しており、同金庫はこうした取組みを通じて、一次産業の活性化と関係人口の増加（新規就農業者を含む）に貢献している。

事例 2：市町村連携「しんみせ応援プロジェクト」(長野信金)

- ◆ 長野信用金庫は、中心市街地の空洞化を食い止めるため、2018年に、長野市中心市街地での創業案件に限定した市街地活性化事業「しんみせ応援プロジェクト」をスタートした。
- 
- ◆ 同プロジェクトは、①しんみせチャレンジ、②創業カレッジ、③アテンド訪問、④NAGANOまちづくり応援ファンド（MINTO機構との共同出資）一のスキームから構成されている。
 - ◆ 上記①は、創業者の事業実現と事業継続率向上を目指す半年にわたるプログラムで、持続可能な事業と認定された事業者にスタートアップ応援金を交付するものであり、7年間で50人に応援金を交付し、交付者の事業継続率は94%である（参加者累計217人の事業継続率は87.0%、2025年7月現在）。

3. 資本参加制度について①

当業界における利用状況

信用金庫業界では、2011年の東日本大震災により、以下の4金庫が、信金中金を通じて金融機能強化法の「震災協金特例」（参考1）に基づく資本支援（優先出資）を受けている。

（計630億円（国：547億円、信金中金：83億円））

宮古信用金庫（岩手）、石巻信用金庫（宮城）
気仙沼信用金庫（宮城）、あぶくま信用金庫（福島）

※ 上記のうち3金庫が2026年2月を目途に完済する予定であることを表明

資本支援を受けた金庫からの声

- ✓ 津波被害や原発事故など、将来が見通せない状況下、財務基盤の強化を図ることで、地域の復興に向けた支援に尽力でき、地域に密着する信用金庫としての役割を發揮できた。
- ✓ 資本支援を受けたことにより、信用金庫自らがより経営体制を律するようになり、地域経済復興の原動力になった。
- ✓ 優先出資法では消却方法が限定されているところ、金融機能強化法では資本の額の減少を伴う資本消却も可能であったため、利用がしやすかった。
- ✓ 「収益性・効率化等の数値目標」等が求められないことで、目の前の事業者支援等に対して、より集中して取り組むことができた。
- ✓ 経営管理面においては、信金中金による経営指導等が有効であった。

【参考1】「震災協金特例」について

東日本大震災被災地域において面的に金融機能を維持・強化するとともに、預金者に安心感を与える枠組みを設けることが、地域経済の復興を図るうえで不可欠との考えから、全金融機関に対して以下（1）の特例が設けられたほか、協同組織金融機関に対しては、その特性（①限定された営業地区を基盤、②人的に結合した会員組織、③中央機関が一定の指導的役割を担う）に鑑み、以下（2）の特別な資本参加の枠組みが設けられた。

（1）一般的特例（対象：全金融機関）

- ・ 経営強化計画の策定において、①経営責任は求めない、②収益性・効率性に関する目標設定を求めない—等の弾力化
- ・ 資本参加コストを平時に求められる水準よりも引き下げる。併せて、幅広い選択肢が可能となるよう、資本参加の手段を多様化する。

（2）震災協金特例（対象：協同組織金融機関）

- ・ 自ら被災または被災者への貸付を相当程度有する協同組織金融機関に対し、国と中央機関が、共同して資本参加。
- ・ 対象機関は、中央機関と経営指導契約を締結。仮に、将来、参加資本の償還の見通しが立たない場合には、事業再構築とともに参加資本の整理を行う。その財源には、預金保険の資金等を活用する。

3. 資本参加制度について②

資本参加制度に対する信用金庫業界としての考え方

- 2011年に東日本大震災対応として設けられた協同組織金融機関向けの特例制度は、国と中央機関（信金中金）が一体となって、柔軟な資本参加を行うことが可能となり、被災金庫の財務基盤を十分に強固にするとともに、地域金融機能を維持・発揮することができ、被災地域の復興に大きく貢献した。
- 今後、南海トラフ地震などの大規模災害が発生した場合においても、地域を復興させるためには、地域金融機関の機能・役割が不可欠であることから、**大規模災害を想定した資本参加制度の枠組み**は必要と考える。
- また、協同組織金融機関に対しては、その特性（①限定された営業地区を基盤、②人的に結合した会員組織、③中央機関が一定の指導的役割を担う）に鑑み、**東日本大震災の際に設けられた協同組織金融機関向けの特例制度と同様の枠組みを措置していただきたい。**

上記に関連して、優先出資法に関して以下の事項を措置していただきたい。

- 金融機能強化法に基づき優先出資を発行した協同組織金融機関は、法定準備金、資本準備金あるいは資本金を原資とした消却が可能となっている（同法第8条の2、3）。
- 他方で、業界支援等により優先出資を発行した場合には消却方法が限定されており、上記のような資本消却ができず、資本供与後に自己資本比率が十分な水準に回復したとしても、供与資本の返済が進まない—等の問題が生じていることから、**優先出資法上も自己の優先出資を柔軟に消却できるように手当していただきたい。**

【参考2】業界支援（業界セーフティネット）について

- 信用金庫業界は、業界セーフティネット機能として「資本増強制度」を運営している。同制度は、資本増強が必要となる信用金庫や合併等により自己資本比率が低下する信用金庫に対し、信金中金が優先出資の引受けにより資本供与を実施する。
- 信用金庫業界においては、業界セーフティネットである同制度に基づく資本支援による対応を基本とし、金融機能強化法の活用はこれを補完する枠組みと位置付けている（現状、東日本大震災のみにおいて同法を活用）。

4. 資金交付制度について

資金交付制度に対する信用金庫業界としての考え方

- 資金交付制度について、地域金融機能の維持や地域経済の活性化を後押しする観点から、**期限の延長**をするとともに、以下のような**制度の拡充**についても検討いただきたい。

① 現 状

- ✓ 本制度は、合併・経営統合等を行う金融機関に対し、システム統合等の初期費用の3分の1または30億円のいずれか低い額の資金を交付する制度である。
- ✓ 当業界の場合、例えば勘定系システムに関しては9割以上の信用金庫が「しんきん共同センター」に加盟するなど、**既に共同システムで運用しているため、システム対応にかかる費用が相対的に少ない。**

② 「共同化」にかかる制度の拡充

- ✓ マネロン対策やサイバーセキュリティ対応が年々複雑化・高度化しており、高度な専門性が必要となるほか、システム開発コストも上昇傾向にある。
- ✓ また、バックオフィス業務の効率化や取引先のモニタリングの高度化等の課題に対しては、AIやデジタルの活用が期待されるものの、特に小規模金融機関が単独で対応するにはコスト負担が課題となっている。
- ✓ こうしたことから、多くの分野において「共同化」により費用を抑制し、効率的・効果的な対応を進めているが、共同化の範囲や機能の更なる拡充を図ることができれば、**事業者支援等の分野により一層注力することが可能となるとともに、業界全体の金融機能の高度化や顧客利便の向上が期待**できる。
- ✓ そのため、「共同化」にかかる費用については、**既に共同化により対応している場合の機能等の拡充にかかる費用を含めて、本制度の対象**としていただきたい。
- ✓ また、**合併・経営統合等を行わずに共同システムに移行するケースにおいても、その費用を対象**としていただきたい。

【参考3】自民党金融調査会「提言2025」（一部抜粋）

現行の資金交付制度については、例えば、資金交付の主な対象はシステム改修に要する費用であるが、地域銀行においては、システム改修に要する費用が多額であることから、平均して、交付予定額が交付対象経費の5分の1程度までしか達しておらず、交付額の上限を拡張すべきではないかといった指摘や、協同組織金融機関においては、システムの共同化が進んでいること等から、交付予定額が少額にとどまっており、使途も限られていることから制度としての魅力に乏しいとの指摘がある。こうした指摘を踏まえ、2026年3月末に申請期限が迫っている資金交付制度の延長や使途の拡大なども含めた抜本強化が必要である。

【参考4】2025事務年度 金融行政方針（一部抜粋）

金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備する。

例えば、マネロンやサイバーなど、高度な専門性も必要となる領域を念頭に、リスク管理や内部監査について複数金融機関が共同で対処することができないか検討するほか、複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進する。

5. 地方創生に取り組んでいくうえでの規制上の課題と要望事項について①

① 社会生活を営むうえで必要となるサービス提供者との取引の柔軟化

規制上の課題等

- 地域住民が社会生活を営むうえで必要なサービスを提供する医療法人・社会福祉法人・学校法人等に対して、資金供給をはじめとする各種支援を行っていくことは、地域の協同組織金融機関である信用金庫の重要な役割である。
- 一方、医療法人等については、労働集約型の事業構造であるため、相対的に従業員数が多く、さらには法令上、資本金・出資金を有していないケースも多い。
- 人口減少地域においては、信用金庫などの協同組織金融機関しか存在しない地域もあるが、当該地域にある医療法人等が法令上の会員資格（従業員数300人以下または資本金9億円以下）の要件を満たさないことにより、融資等の支援ができないケースがある。
- なお、これらの法人について、同じ協同組織金融機関である労働金庫においては、員外貸付の対象とされている。

要望事項

- 社会生活を営むうえで必要なサービスの提供を維持するべく、労働金庫と同様に信用金庫においても、医療法人・社会福祉法人・学校法人等に対して融資等の支援ができる枠組みを設けていただきたい。

② 政府の「二地域居住の促進」を踏まえた二地域居住者等との取引の弾力化

規制上の課題等

- 政府は、「地方創生2.0基本構想」等で、地方創生に向けた方策の1つとして、「二地域居住の促進」をしているが、本施策により、大都市圏在住者が週や月のうち数日だけ地方に行き、事業を営むことや生活するケースの増加が見込まれるため、二地域居住者等からの資金ニーズが想定される。
- しかしながら、信用金庫においては、当該地域に居住地・事業所がない者等は法令上の会員資格の要件を満たさないため、二地域居住者等に対して融資等の支援を行うことができない。

要望事項

- 政府の「二地域居住の促進」を踏まえた地方創生支援の観点から、二地域居住者等に対して融資等の支援を行うことができるよう取扱いを弾力化していただきたい。

5. 地方創生に取り組んでいくうえでの規制上の課題と要望事項について②

③ 「地域活性化等業務」および「一定の高度化等会社の業務」の拡充

規制上の課題等

- 信用金庫本体の「地域活性化等業務」および子会社の「一定の高度化等業務」は、デジタル化や地方創生など持続可能な社会の構築に資するため、2020年の金融庁「銀行制度等ワーキング・グループ報告」を踏まえて、2021年に規定化されたものである。
- 同報告において、「制度の実施状況やニーズの変化などを踏まえて機動的な枠組みにすることが適当である」とされており、金融庁はこれを踏まえて対応することとしている。
- また、当時の改正法にも施行後5年を目途として、施行の状況等を勘案し、所要の措置を講ずる旨が規定されている。

要望事項

- 経済情勢等も変化していることから、信用金庫が地域が抱える課題解決に資することができるよう、**「地域活性化等業務」および「一定の高度化等会社の業務」の拡充**を行っていただきたい。

【具体例】

- 「一定の高度化等会社」において、再エネ電力事業や観光・旅行業等を追加、子会社対象業務の取扱いの柔軟化
- 「一定の高度化等会社」のうち、「地域商社」に関して一定の在庫保有を認めること
- 「地域活性化等業務」にDX推進に資するシステム販売の媒介業務の追加

④ 事業承継会社に対する出資規制の緩和

規制上の課題等

- 中小企業における経営者の高齢化、少子化による後継者不足が深刻化するなか、地方創生を推進していくうえで、信用金庫における取引先の事業承継支援は喫緊の課題となっている。こうした中、取引先から金融機関に対して事業承継の一環として株式の引き受けを依頼するケースが増えている。
- 現行法上、信用金庫は、「事業承継会社」に対して「投資専門子会社」を経由する場合に限り、10%超の議決権を取得・保有することができる。
- 一方で、事業承継のニーズに応えるために「投資専門子会社」を設立・運営することは、特に中小金融機関にとっては人的・費用的な側面から負担が大きいほか、事業規模から子会社としての採算性の確保も困難である。

要望事項

- 取引先からの事業承継時のニーズに柔軟に対応できるよう、「投資専門子会社」を経由する場合に限らず、**信用金庫が「事業承継会社」に対して100%まで議決権を取得・保有できるよう手当**していただきたい。

5. 地方創生に取り組んでいくうえでの規制上の課題と要望事項について③

⑤ その他の要望事項

項 目	内 容
地域や取引先のニーズを踏まえた員外貸出先の追加	信用金庫の員外貸出先の対象に、以下のSPCを追加していただきたい。 ・ 2050年カーボンニュートラルの実現ならびに地域の脱炭素化の推進を図るため、再エネ特措法上の認定を受けたSPC（再エネ事業に取引先が主体的に関与しているものの、SPCが地区外にあるケース） ・ 信用金庫が取引先事業者のM&Aや事業承継を後押しする観点から、取引先事業者が地区外に設立したM&A・事業承継を目的とするSPC ※ 当該SPCの運営管理業務は会計事務所等に委託するケースが多く、大都市圏に所在するケースが多いため
投資専門子会社の業務範囲の拡大(M&A仲介業務等を追加)	投資専門子会社が取引先等と相談を行う中で、出融資だけでなく、M&A支援のニーズも寄せられていることから、取引先等に対してコンサルティングや出融資などの支援策と組み合わせたワンストップの対応が可能になるよう、「投資専門子会社」の業務範囲に「M&A仲介業務等」を追加していただきたい。
不動産仲介業務の一部解禁	(1)取引先の担保不動産の売却、経営改善・事業再生及び相続・事業承継に係る支援、(2)「地域において公共的な役割を有する主体」（例：国や地方自治体、商店街振興組合・市街地再開発組合等）が関与する地方創生事業—において取扱う不動産に関し、不動産仲介業務を行うことを認めていただきたい。
休日・業務取扱時間のさらなる弾力化	業務効率化等の観点から、休日・業務取扱時間にかかる届出事務等について更なる弾力化を検討いただきたい。

※ 金融機関は、他業禁止の趣旨により、原則として金融関連業務以外の業務が認められていない一方で、流通・通信事業者・ITプラットフォーム等々の他業態は、銀行業務を営むことが認められているなど、「ワンウェイ規制」として公正な競争条件が確保されていない点についてご配慮いただきたい。